

遺言書を書くポイントは？

Q 一般的な遺言の主な特徴を教えてください。

A 遺言は本人が自書する「自筆証書遺言」と裁判官などの経験者の公証人が本人から内容を聞いて文章にする「公正証書遺言」があります。

▶ 遺言の種類と特徴

遺言がない場合、遺産分けは遺産の多少にかかわらず相続人全員の署名・捺印した「遺産分割協議書」が必要です。そして、遺言があれば遺産分割協議は必要なく遺言が優先します。

種類	自筆証書遺言（民法 968 条）		公正証書遺言
	保管制度利用なし	保管制度利用あり	
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> 遺言者本人（15 歳以上）が遺言書の全文（財産目録を除く。）、日付及び自書さえできれば一人で作成することができる。 証人は不要 		<ul style="list-style-type: none"> 公証人関与の下、2 名以上の証人が立ち会って行う。 公証人は、遺言能力や遺言の内容の有効性確認、遺言内容の助言等を行う。 遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合、公証人が出張して作成できる。
保管方法	適宜の方法で保管	法務局で保管	公証役場で保管
費用	不要	保管申請手数料は 1 件 3,900 円	財産の価額に応じた手数料がかかる。
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要
死亡後の通知制度	なし	あり	なし

※ 自筆証書遺言の家庭裁判所の検認は「遺言書が残されていた」という確認手続です。遺言が有効か無効か又は財産分与が適正かどうかを判定するものではありません。

▶ 遺留分と遺留分侵害額の請求

たとえば「全財産を長男に相続させる」との遺言があっても、他の法定相続人が一定割合を相続できる遺産（権利）を「遺留分」といいます。遺留分を侵害された人で、その権利がある人が侵害された分を取り戻したいときは、一定期間内に「遺留分侵害額の請求」ができます。

※ 遺留分が侵害されている遺言であっても、形式的に整っておれば法的には有効です。

▶ 自筆証書遺言書の保管制度（遺言者の住所地・本籍地・所有不動産の所在地のいずれかの法務局に申請）

この制度を利用して、自筆証書遺言書を法務局に保管してもらうことにより遺言書の紛失・隠匿・改ざんといったリスクを回避でき、家庭裁判所の検認も不要です。なお、この制度は法務局が自筆証書遺言書の方式について外形的な確認はしてくれますが、遺言の内容や法的有効性について保証してくれませんので注意してください。

- ※ 1. 遺言書の形式面での注意事項や添付書類等が必要ですので法務局に確認してください。
- 2. 遺言者本人が必ず直接法務局に出向いての手続きで、事前予約をしてください。

(ワンポイントアドバイス) 大相続時代にどう備えるか！

※ 令和 6 年 10 月現在の民法等に基づいています。今後民法等の改正があった場合内容が変わります。